

Ⅱ. 教育をめぐる情勢

全国の教育をめぐる情勢

1. ロシアのプーチン政権のウクライナ侵略

ロシアが2月24日ウクライナに侵攻しました。民間人の殺戮、病院等の施設への爆撃、原子力発電所への攻撃が行われています。少なくとも24の医療施設が攻撃され、子どもを含む無辜の人々が命を失い、1000万人を超える難民が国内外へ避難をしています。現在もロシア軍はマリウポリへ攻撃を続けており、市民の被害は拡大しています。大量殺りくにより、21世紀最大の戦争犯罪があったとする報道があり、断じて許すわけにはいきません。

ロシア軍によりマリウポリで、殺害された人数は2万2千人に上ると推測されますが、ウクライナ全土での死傷者数は不明です。(4月20日現在)

ロシアの軍事行動は、主権の尊重と領土の保全、武力行使の禁止を義務付けた国連憲章に反する侵略であり断じて許すことはできません。さらに原発への攻撃はジュネーブ条約第1追加議定書第56条に違反します。原発が多数稼動する国が戦場になったのはウクライナが初めてで、欧州最大級のザポロジエ原発は6基が設置されており、ロシア軍の砲撃は原発の爆発事故につながる危険性があります。これは核兵器禁止条約違反であり断じて許すわけにはいきません。

ジュネーブ文民条約18条は文民病院への攻撃を厳しく禁じており、ロシアの無差別攻撃は国際人道法違反です。ロシアの蛮行に対して国際児童基金(ユニセフ)、国連人口基金(UNFPA)、世界保健機関(WHO)は共同で、ロシアの病院への攻撃に対して抗議声明を出しました。

国際司法裁判所は、ウクライナの提訴を受け、ロシアのウクライナ侵攻に関する審理を開始し、3月16日に即時停止するよう命じる仮保全措置を出しました。措置は法的拘束力を持っており法治国家として従うことは当然です。ロシアが国際司法裁判所の命令を無視することは、自国の孤立を深め、国連憲章を真っ向から否定する蛮行以外の何物でもないことを示すことになります。

ロシア政府に対して、敵対行為の即時停止、人道支援のアクセス確保、ジュネーブ条約など国際人道法の尊重を求めます。

国連では安全保障理事会で、ロシアが拒否権を使い決議を上げることができませんでした。大国中心の協議の場の限界がありましたが、3月3日の国連総会緊急特別会合では141カ国の圧倒的多数がロシアを国連憲章違反と非難し、即時・無条件撤退を求める決議を上げました。さらに24日の緊急特別会合の人道決議に140カ国が賛成しました。世界の各国の結集による力がこの行き詰まりを打破したといえます。しかしながら、国連総会決議で40数ヶ国は決議に棄権または退席をしました。この国々へは、国連決議を守る立場で協力を求め、外交努力を継続するよう日本国政府に求めます。「核には核」「力には力」という抑止力論の破綻は2度の世界大戦の経験を通して、国連憲章で明確に否定されました。武力応酬や抑止力による解決が人類的な破滅になることを確認しなければなりません。また核兵器や生物化学兵器などの使用は絶対あってはならないことであり、人類史上唯一の被爆国である日本の政府が、ロシアをはじめ世界の各国に対して明確に使用反対の表明をすべきです。軍事力によらない、日本国憲法9条を生かした外交努力により平和を構築するために力を注ぐことを求めます。

ロシアのウクライナ侵略に反対する世界的な声が上がっています。私たちはこの声をさらに国内外で大きくしていくことが大切になっています。特にロシアの反戦市民とつながりと世論を喚起することが重要です。ウクライナの平和と主権の回復を実現するため、平和的な国際秩序の構築を目指し世界の人々、更にウクライナ、ロシアの市民との連帯を強め、平和的な絆を一層強固なものとするため行動します。

2. コロナ禍と学校教育

2020年1月に日本で初めて新型コロナウイルスの感染者が確認されてから2年が経過し学校は大きく変化してきました。感染拡大に伴って、世界全体で約5億2490万人が感染し、約627万人がなくなりました。日本では約862万人が感染し、約3万人が亡くなっています(2022年5月現在)。新型コロナウイルスの感染はいまだに収束していません。新年度になっても感染者数がいくつかの県で過去最大を更新し、医療ひっ迫も各地で生じています。第6波では多くの都道府県で蔓延防止措置が発出され、解除されましたが、この間の政治の対応は、感染拡大すれば「なりゆきまかせ」、減少してくれば「のど元過ぎれば熱さ忘れる」という対応が続き、抜本的な対策となっていません。また、ケア

労働者の待遇改善と人的増員はまった無しとなっています。医療・検査体制の総点検と強化を図ることが急務となっています。感染力の強い「変異株」の広がり、新たな感染拡大の不安とクラスター発生の恐怖を、保護者と子どもたち、教職員と自治体等にもたらしめています。「密」で窮屈な学校現場の課題や実状や要望を把握し、感染拡大防止のための学習空間の整備と積極的な検査体制を求め、すべての子どもたちの学習権を保障することが何よりも必要です。

国立成育医療研究センターが「コロナ×こどもアンケート」（小中高生・保護者対象、第1回、2020.4.30～第7回、2021.12.8）を実施してきました。アンケート結果では、コロナ禍による子ども達健康被害、オンライン授業などの状況が明らかになっています。子ども達のストレス症状の有無では、学年を問わず睡眠障害がでており、おおむね10%ほどの子どもが自傷・他害をしていると報告しています。第6回（2021.9.13）では50%の高校生が、勉強以外で4時間以上スマホやタブレットを見ていると回答、スポーツ庁調査（2021.12）では小中学生のスクリーンタイム（アプリ活用時間の表示）増加、運動能力の低下が示されています。

オンライン授業については子どもの間でも賛否が大きく分かれています。リラックスして授業を受けられるという肯定的な回答がある一方、オンライン授業をきっかけに対人関係に苦手意識を持ったり、コミュニケーションで人とトラブルが起こったときにどうするか、子ども同士で相談し解決する機会が失われるなどの回答があります。オンライン授業の是非については今後、授業等の実践を通じ慎重に分析をし、活用に関してはさらに交流を重ねることが必要です。

コロナ禍により学習を遅らせてはならないという指示のもと、授業時数確保に迫られ文化祭、クラスマッチ、修学旅行など学校行事の縮減等により、コミュニケーション縮小が想像以上に子ども達に影響を与えていることが回答結果から見えてきました。「部活と学校行事が子どもにとってとても大事だ」という子どもの声が示すように、貴重な成長の機会が奪われていることに対して、どのような方策が可能か、引き続き検討する必要があります。

長期欠席や不登校の動向に関しては、新型コロナ感染回避が欠席の理由となり登校ができない子ども、生徒の率が上昇しています。小中学校では2020年度長期欠席者数は約28万8000人に達し、不登校を理由とする児童生徒は20万人、新型コロナ感染回避者は2万1000人に及んでいます。

コロナ禍は様々な問題を持ちますが、学校がそもそも対応できていなかった問題がコロナ禍をきっかけとして可視化されたと言えます。コロナ禍の現在、さらに収束後も子ども、生徒の声を聞き上げる指導や仕組みが必要です。同時に私たちは、生徒、教職員の安心、安全と生徒の学ぶ権利をどのように保障するのか検討を継続することが大切です。

3. 経済的発展優先の教育と「人材」育成

（1）デジタル化と教育・人材育成政策

政府は「経済財政運営と改革の基本方針2021」（骨太方針、2021年6月）で、「内外の変化を捉え、構造改革を戦略的に進め、ポストコロナの持続的な成長基盤を作る」ため「4つの原動力の推進」を図るとしています。原動力の一つを「官民挙げたデジタル化の加速」とし、それを支える基盤は「教育のハード・ソフト・人材の一体改革推進」だとしています。

同じく6月に、教育再生実行会議は「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について（第十二次提言）」を提言しました。「ニューノーマルにおける初等中等教育の姿と実現のための方策」として「データ駆動型の教育」と称するデータ至上主義の教育を提起しています。個人情報などを丸ごと集約し、民間事業者の利活用を積極的にすすめるなど個人情報保護の観点から非常に危険なとりくみをすすめるものです。

（2）省庁横断的な施策立案

教育施策立案が省庁を横断して行われるようになってきていますが、デジタル庁・総務省・文科省・経産省が、GIGAスクール構想が実施される中で、「教育データの利活用ロードマップの検討状況について」（2021年10月）を提言しました。これは学習履歴、個人データを学校教育外の教材会社、学習塾などで「蓄積」「流通」させるねらいがあります。個人情報データの利活用が利潤追求の材料として利用されると同時に個人情報流出の危険性があり人権擁護の観点からも大きな問題を含んでいます。

さらに、内閣府総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）の教育・人材育成ワーキンググループが「Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ（案）」（2022年3月）で3

本の政策と実現に向けたロードマップを提起しました。経済的発展優先の教育と「人材」育成を目指すため、①デジタル活用により時間、空間、地域、格差の壁を超え、②探究・STEAM 教育を社会で支え、③文理分断からの脱却を進めるとする提言をしました。

CSTI は策定の目的を「今後5年程度という時間軸のなかで子供たちの学習環境をどのように整えていくのか、各府省を超えて政府全体としてどのように政策を展開していくのか、そのロードマップの作成を目指す」としており、省庁横断的に内閣府の一部会が教育政策を提起し実現するもので、極めて中央集権的な形態をとることが危惧されます。

多様性を取り入れたエリート主義的教育、国・財界が求める「人材」育成に特化した教育を強化するおそれがあります。Society5.0 の社会を実現するための人材育成が公教育の目的として設定されているといえます。

(3) 教育再生実行会議の終焉と教育未来総合会議

教育再生実行会議は十二次におよぶ「提言」を出し、安倍・菅自公政権による教育への介入がなされてきましたが、菅政権の終焉とともに9月に廃止されました。岸田政権下で、首相が議長を務める「教育未来創造会議」が設立され、実行会議の下、推し進められてきた政策が引き継がれることが予想されます。7名の国務大臣を含む22名の構成員からなりますが、長野県の阿部守一知事も参加しています。

今後、会議では「未来を支える人材を育む大学等の機能強化」「新たな時代に対応する学びの支援」「学び直し（リカレント教育）を促進するための環境整備」などが議論されるとしていますが、国家政策としての教育の目的の根底には「戦争する国づくり」「世界で一番企業が活動しやすい国づくり」の「人材」育成があるといえます。

教育への介入で学校教育を破壊してきた「教育再生」をやめ、学校現場の自主性・自立性に依拠した学校づくりをすすめることが求められています。

(4) 教育の ICT 化、公教育の市場化をめぐる情勢

2020年度から、GIGA スクール構想に基づく「一人一台端末」の配布・活用が開始されました。ICT 関連整備は2020年度補正予算で前倒しされ、2020年度、高校で3人に1台端末の整備が行われました。

2022年1月に文科大臣・デジタル大臣名で、高校一人一台端末の環境整備についてメッセージが出されました。また整備途上自治体の知事等へ個別に電話で要請するなど、端末整備を急がせる異常な事態となりました。ICT 導入先にありきで、通信環境や端末整備が追い付かず、学校現場や生徒、家庭に混乱をもたらしています。公教育を経済成長の手段に貶めてしまう狙いがあるといえます。

民間企業との連携や協働を推し進める政策は、民間企業が公教育を利潤追求の場として入り込む恐れがあり、無批判に受け入れることはできません。公教育の責務は「平和で民主的な国家・社会の形成者」の育成であることを確認すべきです。

文科省「高等学校における学習者用コンピュータの整備状況について（令和4年度見込み）」（2022年2月）によれば、「令和4年度中に、すべての都道府県（政令指定都市含む）において、令和4年度1年生の一人一台環境整備が完了予定」としています。設置者負担を原則とするのは24自治体、保護者負担は23自治体です。

長野県公立高校生徒数42682人に対して、公費整備台数20045台、PC教室分台数5577台で、BYOD 端末台数は24026台となっており、県内生徒の56.3%が端末購入を自己負担しなければなりません。

子どもたちだけでなく保護者を不安と混乱に陥れています。端末の導入や利活用については、学校現場での慎重な議論と合意づくりとともに、端末の高額な費用については公費で負担することが求められます。

4. 学習指導要領——「観点別評価」と教科「情報」

(1) 観点別評価

改訂学習指導要領は、2020年度から小学校で、2021年度から中学校で完全実施になっています。高校では2022年度から年次進行で導入され2024年度完全実施となります。

2022年度より高校で観点別評価が導入されるにともない、県教委は2021年度にオンラインで3回（4月、7月、9月）研修会を開催しました。参加者からは、現場での具体的な対応方法が不明確だとの戸惑いの声が上がりました。学校ごと、教科ごとの特殊性があり評価方法を一律規定することは不可能

と言えます。さらに態度評価の客観性と妥当性をどのように担保するのか不明確です。観点別評価が評定に換算され、生徒の進路における公的な資料として使用される問題が現実となっており、現場は混とんとした状況です。

教文会議は、観点別評価資料（6/23）をホームページで提起し会員に議論を要請しました。提起にあるように県教委は評価方法に関しては学校現場の裁量を認めるべきだと考えます。学習評価が生徒の成長に寄与するのではなく、生徒の資質さらには学習に対する態度の在り方を画一化し人格形成がゆがめられることは避けなければなりません。「主体的に学習に取り組む態度」など「主体性評価」は、生徒の人間性、心の中まで評価の対象範囲を広げたという意味で大きな問題を持ち、高校教育を歪める危険性があることを指摘していく必要があります。

（２）教科「情報」に関わる課題

改訂学習指導要領が 2022 年度から年次進行で高校に導入されます。これに伴い教科「情報」が必修科目となりました。また大学入学試験に教科「情報」が追加され、国公立大学を希望する生徒は 6 教科 8 科目を受験することになります。現在も情報の科目として「社会と情報」、「情報の科学」が実施されていますが、教科「情報」が入試科目として設定されたことは学校現場や生徒に大きな影響をもたらします。

教科「情報」に関しては、情報免許保有者数や教員採用、研修の問題、さらには免許外教科担任の課題などがあり早急な対応が必要です。

県教委によれば 2021 年度において、長野県内で情報の免許保有者は 202 人です。実際に授業を担当しているのは 171 人で、その内、免許外教科担任として授業を担当するのは 107 人、免許保有者は 64 人です。2020 年度免許外教科担任は 148 人（毎日新聞 2022. 1）でしたので、若干の減少はみられるものの依然として免許外教科担任が免許保有者を上回る状況があります。学校により状況は異なりますが、授業持ち時間数の関係で家庭科、芸術など様々な教科で担当せざるを得ない状況があります。

さらに長野県内の広い県土の中山間地など小規模校が多く、学校間の距離が離れているため兼務が難しく免許外教科担任が授業を行わざるを得ない状況があります。

情報免許保有者数は 200 人を越えています、しばらく情報科を担当していないことで最新の知識や技能を得るための研修が必要になっているという指摘もあります。

教科「情報」が大学入学共通テストの科目に設定されたことを受けて、課題が浮かび上がってきました。情報免許保有者と教科外担任による授業での差、さらに都道府県による情報免許保有者数の差による学習の格差が生じることが予想されます。正式な免許を持つ首都圏と特例措置の免許不保持者の地方での不公平感が生じます。また学習環境が整わない状況では、予備校や塾に頼ることになり、家庭の経済力による格差が生じます。

大学受験において地域や教育条件による影響があることは、受験の公平性や公正性に関わる重要な問題だと言えます。国大協は「『情報』を課す時期を 2025 年から先送りすべき」、浪人生に対して「情報Ⅰと同様の難易度の経過措置用問題の作成を依頼。また現役生の情報Ⅰと点数が離れた場合、得点調整をすることを要望」しています。また全国校長協会は「浪人生への影響を最小限にするため、導入初年度に限定し『情報Ⅰ』を課す大学は、真にその教科の学習が必要な大学のみとするよう」要望しています。

入試の教科、科目変更公表は、「2 年前ルール」によれば 2022 年夏が期限になります。

問題を解決するには、学校現場に任せることでは解決の糸口は見いだせません。免許外だけでなく、他教科との兼務も解消し情報科に専念できる教員を増やす必要があります。

また、GIGA スクール構想により学校で ICT 教育が展開する中、情報科の教職員は校内のデータ処理や ICT 端末の保守・管理といった業務を担っている実態があります。授業以外の本来業務ではない過重な作業に携わること強いられていることを解消するためにも、積極的に計画的な採用を県教委が進める必要があります。

5. 子どもの貧困と教育を受ける権利

（１）子どもの貧困と経済・社会的要因

厚生労働省「2019 年国民生活基礎調査」（2021 年調査は中止）によれば、2018 年の子どもの貧困率は 13.5% で 7 人に 1 人の子どもが貧困状態にあります。また、一人親世帯の貧困率は 48.1% で約半数が貧困状態にあります。日本の子ども（0 歳から 17 歳）の貧困率の高さでは、OECD の調査（2018 年）

によると 42 ヶ国中 21 位です。

貧困対策推進法（2019 年）では「子どもの貧困の解消」は個人の問題であるとしていた旧法の理念から、「子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない」と社会構造に原因があるという考え方が述べられるようになりました。

コロナ禍で子育て世帯の所得への影響は悪化しており、低所得の世帯ほど減収幅が大きく、年収 200 万円未満でコロナ前より 23.5%で収入が 1 割以上減収している調査結果（2021 年、ニッセイ基礎研究所）があります。2021 年に子育て世帯や住民税非課税世帯への給付金の支給がありました。対策としては不十分であり、経済面や福祉にかかわる問題が家庭の責任として押し付けられ、結果として解決されずに子どもの貧困が激化しているといえます。

コロナ禍で ICT 活用による家庭学習が実施されましたが、家庭の経済的、社会的な格差は ICT 環境や学習環境の不備につながり、学力格差を引き起こすことが浮き彫りになっています。家庭の経済的、社会的格差や、所得に起因する不平等による子どもの貧困は、子どもが通常享受できる経験を奪い、不安定な親子関係の中で自尊心や意欲を持てなくなることにつながることを認識する必要があります。

（2）ジェンダー不平等と貧困

一人親家庭、特にシングルマザーの貧困率は、OECD 諸国でも最悪になっています。男女格差と正規・非正規格差が重なることが原因で、時間当たり賃金は男性正社員 10 に対し、女性非正規 4 の割合になっているためです。さらにコロナ禍になり平均月収からの落ち込みは、男性マイナス 3.9%に対して未成年子がいる女性はマイナス 8.8%になっています。生活における困難は賃金の落ち込みだけではなく、行政による施策が「男性稼ぎ主」と専業主婦世帯を前提としたジェンダー不平等によるものが原因としてあります。特定定額給付金の受給権者が世帯主であること、保育、介護、子どもの食事等のケアをするものが在宅することを当然とするなど、一人親の生活実態からかけ離れた施策が貧困を質的にも深刻なものとしています。これは 2020 年コロナが始まってからの女性の自殺率が、対 2019 年比で 15.4%増となるなど深刻な実態があります。

（3）ヤングケアラー調査結果

厚生労働省と文科省は連携し、全国の中学生（約 5500 人）や高校生（約 8200 人）を対象に調査を行い、「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」（2021 年 3 月）を出しました。「世話をしている家族がいる」と回答したのは、全日制高校 2 年生（4.1%）、定時制 2 年生相当（8.5%）、通信制（11.0%）で、「ヤングケアラーと自覚している」は全日制高校 2 年生（2.3%）、定時制（4.6%）、通信制（7.2%）でした。

県教委もヤングケアラーの調査を 9 月に実施し、全日制高校生、約 12000 人、定時制、338 人、通信制、95 人から回答を得ました。「ヤングケアラーに関するアンケート調査結果について」（2021 年 11 月）をまとめました。調査結果では「世話をしている家族がいる」と回答したのは、全日制高校生（2.1%）、定時制（3.8%）、通信制（8.4%）でした。どのようなケアをしているかとの質問に、障害や病気のある家族の代わりに家事をしている、家族の代わりに幼い兄弟の世話、家族の通訳、家計を支えるためのアルバイトとする回答がなされました。またケアをしているためにやれないこととして、宿題や勉強の時間が取れないと回答した生徒は全日制（7.5%）、定時制（5.0%）、睡眠が十分に取れないと回答した生徒は全日制（10.9%）、定時制（25.0%）という結果でした。

また「ヤングケアラーと自覚している」は、全日（1.6%）、定時制（3.0%）、通信制（4.2%）でした。

全国データと単純に比較はできませんが、「世話をしている家族がいる」「ヤングケアラーと自覚している」ともに全日制、定時制、通信制で全国平均を下回っています。「世話をしている家族がいる」と「洋国ケアラーとして自覚している」の割合が異なっていることから、生徒の生活実態と認識の間に差異があり、学校や教育関係者の支援が必要になっています。

（4）就学支援の状況

厚生労働省によれば、全国の高校進学率は 98.9%（2021 年）、生活保護受給世帯の高校進学率は 93.7%（2020 年）、また、高等教育機関への進学率（過年度高卒者等含む）は全国 83.8%（2021 年）に対して 37.3%（2020 年）です。経済的な負担が教育を受ける権利を奪っている実態があります。

（数値は内閣府、「子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施状況について」）

文部科学省の 2022 年度予算では、高等学校等就学支援金交付金等に 4141 億円（2021 年度、4169 億

円)、高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)として151億円(同159億円)が予算化されました。(文科省、「令和4年度予算(案)のポイント」)

大学、短大等の高等教育の修学支援新制度(2020年新設、授業料等減免・給付型奨学金)5196億円(2021年、4804億円)が予算化されました。修学支援制度の対象者は住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯の学生に限定されます。修学支援制度の対象大学は、「実務経験のある教員等による授業科目の配置」「学外者である理事の複数配置」「厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表」など機関要件を満たす必要があり、大学の運営に国の統制が及ぶこととなります。

日本政府は「国際人権A規約13条2項(b)、(c)」の無償教育条項等の保留をしましたが、2012年に国際人権規約を批准して、留保撤回をしました。これにより規約「特に、無償教育の漸進的な導入により」に拘束されると政府は述べており、実施は締約国の義務となりました。しかし日本政府は国連に無償教育の措置の状況を報告する義務があるにも関わらず、いまだに定期報告書は提出していません。政府は批准国として教育の無償化を実行すべきであり、私たちは引き続き働きかけを行います。

6. 教員免許更新制廃止と官制研修強化

第11期中教審「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修の在り方特別部会」の「審議まとめ案」を受け、文科省は2021年8月に教員免許更新制の廃止を表明、2022年2月に政府は「教員免許更新制」を廃止するとともに、新たな研修制度を設け、教育委員会に対し、教員ごとの研修記録の作成を義務づける法律の改正案を閣議決定し、内閣提出法律案として審議されています。今後、教育公務員特例法と教育職員免許法の「改正」により、2022年7月1日の施行後、免許更新該当者は更新の必要がなくなります。

全国的には2021年5月から「教員免許更新制の廃止を求める『私のひとこと』署名」が実施され、県校長会長との懇談(7月)や県教委に免許更新制廃止を訴えてきました。また法改正までの間は、制度を凍結して更新講習の受講と手続きを不要とするなどの対応を求めるパブリックコメントの呼びかけがなされました。

文科省は教員免許更新制の「発展的に解消」と同時に、新たな教師の学びの姿をより高度な形で実現するとして、研修をいっそう強化する方針を示しました。「審議まとめ案」では新たな仕組みとして研修履歴をもとに管理職と対話することや、教育委員会および管理職が教員への研修受講奨励を義務付けることなど、自主的な研修とは正反対の研修押し付けも提案しています。さらに職務命令に基づき研修を受けさせることや従わない場合には懲戒処分の対象とすることに言及するなど、研修の目的を逸脱するような踏み込んだ記述も見られます。「新たな教師の学び」は国の介入を大きくし、国定研修ともいふべき官製研修で教職員を一元的に管理する大きな危険性を孕んでいます。今後の動向を注視する必要があります。

教員免許更新制の廃止に伴い導入される官制研修の強化に対して、教職員の自主的・自発的な研修の保障を求めるとりくみを強める必要があります。特に、教育公務員特例法第22条「授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて」おこなう研修等に対する抑圧を許さず、研修権の積極的行使を広げます。

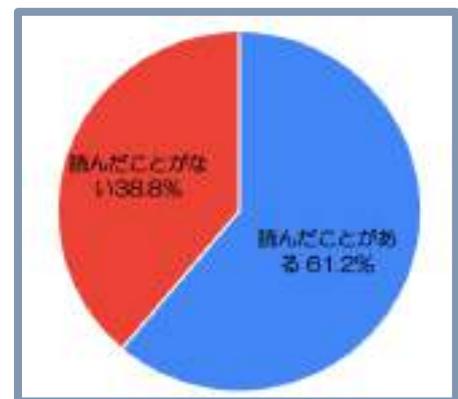
7. 主権者教育

2021年5月に「高校生憲法アンケート2020」を実施しました。高校生がどのような憲法意識をもち、現在から未来を生きようとしているかを知ることは教職員にとっても、国民にとっても重要な課題です。

この調査は、2015年度に実施した「高校生1万人憲法アンケート」に続き、当初2020年度に実施される予定でしたが、コロナ禍の影響もあり調査開始が遅れ年度をまたぐ形で実施されました。

高校教育研究委員会(植田健男会長、花園大学教授)、子どもの権利・教育・文化全国センター(堀尾輝久代表委員、東京大学名誉教授)による「高校生憲法アンケート2020」には、全国では115校、5858人の回答がありました。長野県から23校、1191人の生徒の皆さんにご協力いただきました。

調査は「憲法学習」・「憲法9条改正」・「憲法改正」 「憲法11条・13条・14条・25条・26条・27



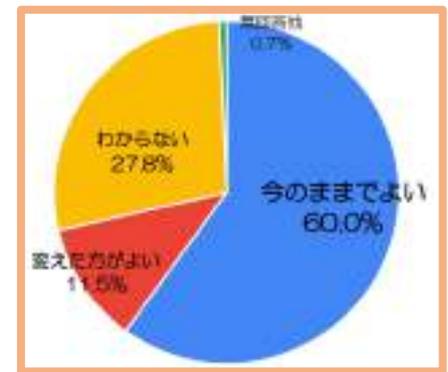
条に対する考え」「満足度」「選挙」などに関する項目でした。1. 「あなたは日本国憲法を読んだことがありますか？」では2012年、2015年はほぼ8割で推移してきましたが、今回大きく減少し6割となりました。

2. 「憲法の三原則で大事だと思うものは？」の回答は「平和主義」（76.0%）、「基本的人権」（73.2%）で7割を越えますが、「国民主権」（54.8%）は低く主権者意識の低さと関係があるのではないかと分析がされています。

3. 「憲法9条についてどう思うか？」については、「今のままでよい」が2012年、2015年、2020年は6割で、「変えた方がよい」が14%から11%を推移しています。憲法9条改悪の動きに対し「NO!」と意思表示をし、平和を守りたいという強い思いが感じられます。授業や学校行事で学習したことから導かれた回答がいくつもあり、平和教育の必要性を強く感じるものになりました。

4. 「憲法についてどう考えるか？」では、「今のままでよい」（31.9%）、「変えた方がよい」（15.3%）、「わからない」（51.0%）となっています。「今のままでよい」とする理由は「憲法で日本の平和が守られているため」、「人権や自由が保障されているため」だとしています。憲法が日本の平和に深くかかわっていると考えている高校生がいることは重要です。「変えた方がいい」とする理由は「現実合わない条文があるから」「つくられて一度も改正されていないから」だとしています。憲法にはLGBTqやジェンダー平等、環境などについて書かれていないからだとする考えがあります。

調査結果から、高校生が憲法に対して持つ意識の中心は「平和」であることが分ります。そして、憲法9条だけでなく憲法全体が日本の平和を支えていると感じ、その継続を強く求めています。現在の日本社会の課題や、生徒たちが社会人となる未来を真っ当なものとするために今何をすべきか、率直かつ切実な思いが読み取れます。



8. ジェンダー平等の教育

人権保障の発展が草の根の運動によって実現してきました。「第4回世界女性会議」（1995）の行動綱領で「ジェンダー平等」「ジェンダーの視点」が掲げられ、人権保障の流れの中で国際的にも大きな動きとなってきています。政治、教育、職業、家族関係などにおける、女性差別は「直接差別」だけでなく、一見中立に見えるが女性に不利に働く「間接差別」や、より弱い立場の女性に対する「複合差別」や「交差性」（intersectionality）があることは長年訴えられてきたことです。また女性に対する暴力が「#MeToo」「#WithYou」など社会的な運動となって広がりを見せています。性暴力をなくし、性の多様化を認め合い誰もが尊厳をもって生きることができる社会や学校をつくるのが大切になっています。

日本のジェンダーギャップ指数は156カ国中120位、と非常に低い位置にあります。この指数については、政治・経済分野の影響が大きいという問題もありますが、教育分野に関しても順位は低下傾向にあります。教育におけるジェンダーギャップ指数の低下の要因は家庭の影響もありますが、初中等教育段階の学校教育の影響がかなり大きいと考えられます。そこには「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」が存在するという指摘がなされています。教育においてジェンダー平等の視点を重視することは、社会や学校、さらには家庭における生徒と教職員自身に係る問題だという課題認識を持つことに他なりません。

長野県教文会議は2020年に「ジェンダー平等の教育」研究会を新設しました。2020年以降、総合研究会で「ジェンダー平等の教育」を位置づけ、県教研の「ジェンダー平等の教育」特設分科会への運営協力を通じて常設化に貢献しました。ジェンダー平等に関しては長年にわたって存在したにも関わらず、広く認識されるに至らなかった実態がありましたが、教文会議は広く広範な教育関係者や生徒に呼びかけ、議論を巻き起こし具体化と実践を行います。

9. 高校入学者選抜制度（3次案）が決定

2022年3月に県教委は教育委員会定例会において「長野県公立高等学校 新たな入学者選抜制度」を確定しました。2020年度の1次案の複雑さは緩和されたものの、新学習指導要領に基づく学力の3要素（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「主体的に学習に取り組む態度」）を多面的・総合的に評価することができる制度構築を目指し以下の変更がなされました。現在小学校6年生が2024年度末に新制度の選抜で受検することになります。

変更内容は(1)前期選抜への学力検査の導入（5教科200点満点、選択式、短答式）(2)前期選抜の募集枠の拡大（募集定員は60%以内、各校が設定。特色学科は90%以内）(3)前期選抜の志願理由書の簡略化(4)後期選抜への面接の導入（「対面による面接」または「紙上面接」）(5)追加募集の再募集への統合（定時制課程）(6)調査書の様式変更の6点を示しています。受検生への負担や教職員への業務負担など危惧される問題を検証して行く必要があります。

今後の予定として、2022年度の早期に「新制度最初の受検生となる子どもたちに向けた入学者選抜に関する説明資料を中学校等に送付して制度を周知する。また、令和4年度中に「入学者選抜要綱（案）」、「学校別実施内容（案）」及び「前期選抜学力検査問題例」を公表する」としています。新制度の詳細決定は2023年度中に行われる予定です。教文会議は選抜の公正性と公平性を保障された制度を引き続き分析をし、入試に係る多忙化の問題、受検生への負担など関しても実態を把握し提起をします。

長野県教育をめぐる情勢

1. 研修制度と長野県教員育成協議会

長野県教員育成協議会が11月に開催されました。概要は、①長野県教員育成指標について「ICT活用に係る指標の見直し」「次世代育成期相当に係る教員のキャリアステージの見直し」「令和4年度長野県教員研修計画の策定」の3点について協議がなされました。また②養成・採用・研修の各段階における教員の育成に係る現状と課題についても協議がなされました。

2017年の教育公務員特例法の改訂に伴い、2018年長野県教員育成指標が策定されました。2021年度協議会において「GIGAスクール構想」を踏まえてICT活用に係る育成指標の見直しをすることとなりました。PBL（Project Based Learning）として位置づけられていた育成指標を「探求の学び」によるものに改訂することが提起されました。「令和4年度研修計画」では「児童生徒1人1台端末及び高速通信ネットワーク整備を踏まえ（中略）活用を前提とした授業を実施（中略）教師がICT活用して指導を行う力を身につける研修」を重点としています。

養成・採用・研修の育成に係る現状と課題では、大学での教員の養成における困難さ、学生の教職への期待と諦めの背景など議論が交わされました。教員のなり手が減少している現状と対応策について報告がなされました。精神疾患になった新採者の報告と支援、セルフケアによる対処能力のバージョンアップをいかに図るかなど研修を通して実現することが話し合われました。

2. 高校における特別支援教育・通級指導と条件整備

障害児学級に在籍する児童・生徒数は、小中で23万5487人と10年前の2.08倍になっています。県教委によると長野県内では2020年度中学校特別支援学級の卒業者793人の内、高等学校への進学者は579人(73.0%)（前年度593人74.9%、全国平均46%）特別支援学校高等部へは20.%で高校進学率は引き続き全国2位です。

また、自閉症・情緒障がい学級から高等学校への進学は89.1%となり伸び続けています。高校内における比率では公立高校に55.5%、私立高校への進学率は33.6%です。

2022年度の公立高校入学選考では、募集定員に満たない学校において希望者はほぼ全入の結果となりました。中学校側の進路指導が意図する支援の継続性と、本人家族の希望する進路選択が一致しないままに、特別なニーズのある生徒が支援体制の整わない環境への進学となる可能性があります。特に多部・単位制を含む夜間定時制には、特別支援学級、中間教室（適応指導教室）在籍生徒が集中する実態があります。経験のない大集団での学習環境になじまず、連続的な支援の継続となりにくいことが明らかです。このことから私立通信制高校、公立高校通信制への転入学、退学者が増加する傾向は続くものと推測できます。

公立各高校は「生徒育成方針」「教育課程実施方針」「生徒受け入れ方針」の3つの方針を示しています。県は「受験生は自分らしく高校を選択することができる」とした入学者選抜の方針としていますが各校のグランドデザインのキャッチコピーによって高校を選択することは間違いが生じる事になりかねません。

新学習指導要領では総則と各教科、科目に障がいに対する配慮が明記されました。教科指導に発達の見点が加わったことは前進と言えますが、多様なニーズのある生徒の学習権を保障する観点から、教育課程、教育内容について教職員間で議論を深め、配慮、支援、指導、「評価」について認識の共有をはかる必要があります。

また、高校における特別な支援が必要な生徒の中にはヤングケアラー、被虐待児、知的障がい、外国由来生徒、貧困などのニーズのある生徒も含まれます。福祉、行政とのつながりがますます必要となり取り組みの幅は広がる一方です。学校の実態に合わせて専任のコーディネーターが必要です。

県は第3次特別支援教育推進計画にあたり、国の「新しい時代の特別支援教育のあり方に関する有識者会議」が示した方向性にならい、小中学校における特別支援学級在籍の児童生徒をできるだけ通常学級に戻す、あるいは「通級指導」に切り替える方針を示しています。

第2次長野県特別支援教育推進計画（H30～R4）について「現状と課題」の分析では、県教委は特に自閉症・情緒障がい学級の在籍率を下げる目的で、2021年1月に「『適切な学びの場』ガイドライン」を現場に下ろしました。入級、退級についての基準や道のりが示され、特に退級に向けた目標

（週の利用時間による）が記述されました。また、（小中学校に）「LD等通級指導教室のさらなる設置を検討」することを言及しています。小学校における通級指導のニーズは高く指導を受ける子どもたちも年々増加しています。教員配置が基礎定数化され「児童生徒13人に1人の配置」となり5年が経過していますが、1人の教員が30人を担当しているケースもあります。県内のLD通級新設は僅か9校（小5校、中4校）です。「通級指導教室」が全ての学校に設置され、学びの場の選択肢として用意されていない現状では、行き場所をなくした児童生徒に「サービス通級」で対応することとなり、専門性が必要なことから特別支援学級担当者やコーディネーターが請け負い負担増です。年度途中での加配や支援員配置はありません。

小中学校特別支援学級は標準法で最大8人1学級です。県内では8人を下回る場合、下の学年から順に学年を超えて（3学年にまたがらない）8人とするよう標準法から外れた編成を行っています。他県では「6人1学級への引き下げ」あるいは「8人になると加配が付く」などの県も複数あります。高校には支援学級はないため、入学者のうち支援学級在籍生徒の数に見合った教職員の配置を県独自でおこなうことを切望しています。

「障がい種別の学級開設」についても問題があります。障がい種別には、たとえ1人でも学級設置するべきところ、県は独自に「3名揃ったら学級開設」を基準としています。そのため少数障がい

（視覚、聴覚、病弱、肢体不自由）の学級は全国的に見て設置数最低レベルの状況です。事例として視覚障がいの生徒が、障がい種に応じた適切な支援がなく、知的障がい学級在籍で小中学校を過ごし、高校に入学後はじめて自分の障がいと向き合った事例があります。障がい受容からの困難克服と教育課程上の学びの不足を挽回することに高校3年間では足りませんでした。個々の実態や願いが尊重されずに学校や行政の都合を押し付ける事例が散見され、適切な教育権保障とは言えず「合理的配慮」の観点から見ても問題が残る事例です。

特別支援学校には設置基準がないため、全国的に超過密過大化となっています。2021年1月に「長野県特別支援学校整備基本方針（案）」が公表され、長野地区と中信地区の再編整備が計画されています。全国のうねりでは、これまで10年以上も粘り強く要求し続けた「設置基準」について策定する方向性が出ましたが、現実はまだ通り特別支援学校の教室不足を「増築」と「分教室の設置」の方向の踏襲です。「児童生徒の上限の記載」など過密化解消は既存の学校には適用されません。

2018年度より高校における「通級による指導」が制度化され、県内では箕輪輪進修高校、東御清翔高校、松本筑摩高校午前部・午後部の3校と、いずれも多部制・単位制高校で実施されています。県教委は通級指導を受ける対象生徒が3校で17名に増えたことで「実践が進んでいる」ことを成果であるとまとめました。個々のニーズに合った自立活動は該当生徒にとっては確実に有効な取り組みと言えますが、担当教員は教科の授業を持ちながら専門外である「通級による指導」を行っています。生徒の決め出しにかかわる情報収集、個別の指導計画の作成、実施と評価、自立活動専任教員（支援学校からの巡回指導教員）との連携、保護者、担任との連携を図りながらも、学校組織の中で孤立しがちな立ち位置の難しさがあります。学校内で誰が担当教員となるか、中心的な担当者は多忙化に拍車がかかり精神的負担もあります。

高校における「通級による指導」は、該当校が連携して中学までの実態を把握した上で、「誰でもできる通級指導」など長野県の独自方式を確立させることが必要と考えます。該当校はインクルーシブ教育理念の重要性をすべての教職員が認識して、高校における「通級による指導」を糧として学校力としての特別支援教育に取り組むことが必要です。

生徒の実態に合わせた教職員の人的配置、基礎的環境整備が伴わない限り、特別支援教育は形骸化し現場の負担感のみが増すこととなります。全ての高校において各校独自の課題解決に向けて取り組むことが重要です。

3. 「学びの指標」に関する取り組み

教文会議は、2020年7月に県教委が「新しい学びの指標」（案）を提起した時から問題を指摘してきました。学校現場の導入反対の声にも関わらず「学びの指標」は2021年度4月から導入されました。全県共通3項目に、年度初めと年度末に選択式と記述式で全生徒が回答することになっています。一部の学校では学校独自項目を設定し試行していますが、当初の県教委の計画では示されておらず、県教委と管理職の姿勢が問われます。9月末までに県教委は各校の生徒向けの質問の回答を提出するよう指示しました。生徒の回答回収は、個人にひも付けられた番号を付したもので個人データの収集にあたり、個人情報保護法に抵触する恐れがあるので回答回収を中止するようとの申し入れに、県教委は同月に回収を中断、提出済みのデータを消去することを学校に指示しました。しかし、12月に「悉皆式で実施、2回分の回答結果のデータを回収する。個人データが特定されることはない。学校間の比較は行わない。生徒へは担任など実施担当職員が、データを県に挙げることを説明する」としてデータ回収作業を2月一杯までに行うと伝えてきました。

「学びの指標」取り組み状況に関するアンケート（高教組、2021年11月）によると、「理念共有の状況」で、「共有がなされていない」、「どちらともいえない」学校は66.7%、「生徒保護者の反応」では「目立った反応なく淡々と取り組んだ」72.7%でしたが、「質問の意図がわからない」「何を目的としているのかわからない」など、「学びの指標」の目的や利用方法が不明確なまま実施しなければならない状況が浮かび上がりました。

2022年1月に「学びの指標」の個人データ集約・活用と2022年度以降の実施の中止する申入れがなされました。

全県共通質問3項目の回答で数値変化を集約し識者による分析をしておりますが、生徒の社会的経済的地位、生育環境は一人ひとり違い、学校についても教職員、地域など教育環境の違いによる特殊性があります。生徒のバックグラウンドを考慮せず変容パターンとその原因の相関関係を分析し、全県の傾向と分析結果を各校へフィードバックし教育指導に役立てるとしてはありますが、データを利用することは意味がありません。県教委は分析を識者に依頼するとしていますが、現在、未定です。また「学びの指標」結果に有意性がないことが分った場合は中止もありうると言及しています。

「学びの指標」実施担当者が生徒に対して、回答データを県に提出することを説明することにより、生徒が回答を強いられる状況を避けなければなりません。データ分析により生徒の人間の変容を図るとする県の説明に教育的道理はありません。引き続き「学びの指標」の問題点を分析し、見直しと廃止を要求する必要があります。

4. 「日の丸・君が代」についての取り組み

「日の丸・君が代」の学校への押し付けに対して、基本的な問題点がわかりづらくなっているとの指摘があり、再確認するために職場で共有するための資料を送付し、討議を呼びかけがなされました。また例年実施している入学式調査と卒業式調査を実施し各校の対応を集計しました。2021年度と同様に、コロナ感染防止のために入学式と卒業式を短縮、縮小して実施しました。

入学式（2022年4月）の調査結果は、「君が代」の実施は80.3%（2021年度、64%）、「実施せず」は19.7%（同36%）でした。「日の丸・君が代」の提案は「教務係」60.5%（同54%）、教頭27.9%（同33%）でした。「日の丸の掲揚場所」でステージ上は3.6%（同3%）でした。

卒業式（2022年3月）では「君が代」の実施は78.4%（同75%）、「実施せず」は21.6%（同24%）でした。感染防止を優先した結果と言えます。「日の丸・君が代」の提案は「教務係から」が45.2%（同66%）、管理職51.6%（同35%）となっており、提案が管理職と教務係から行われています。「日の丸掲揚場所」でステージ上は5.6%（同4.6%）でした。

職員会議での提案理由が卒業式で「例年通り」77.4%（同88%）となっており、憲法で保障された思想、信条の自由を侵すことになるという基本的な確認がなされず決定されている分会もあります。改

めて職場の討議を通して「日の丸」「君が代」の押し付けが持つ意味を、憲法に基づく基本原則の視点から確認することが必要になっています。

5. 自主研修・研修権をめぐる取り組み

研修の実態把握のため、2022年1月に初任者、分会代表者、キャリアアップⅡ、Ⅲ研修該当者にアンケートを実施しました。アンケートデータに基づき、研修内容と研修による負担に関して、3月3日に県教委へ申入れを行いました。

初任研アンケートの結果、「初任研による支障あり」とする初任者は45%（2020年度、35%）、支障内容は「授業」（58%）が最も高く、「クラブ指導」（29%）、「学校行事」（7%）となっています。研修による不安支障の内容については、「授業の進度が遅れる」（59%）、「生徒とのかかわり希薄」（25%）となっています。その原因は「研修多く時間にゆとりがない」（44%）、「火曜日以外に出張が多く自習が増える」（19%）など、研修による支障が教育活動や生徒との関係などに影響を与えていることが明らかです。

授業持ち時間数が、県教委が提示する持ち授業時数が目安時数を超える初任者は62%（2020年、45%）、指導教員97%（同100%）、教科指導員が87%（同83%）と草加傾向にあることが分かりました。

キャリアアップⅡ受講者から「校外研修日数を減らしてほしい」37%（26%）、キャリアアップⅢ受講者から「キャリアアップ研修も免許更新講習も意味がない」33%（同13%）の回答がありました。受講者への負担があり学校現場へも支障が出ていると言えます。

2019年度から初任研の校内研修日数が300時間以上から210時間以上に、校外研修日数が25日以上から22日に短縮されました。また2019年度、初任者全員を初任研対象としていましたが、2020年度から教諭として1年以上の勤務経験を有し、任命権者が認める者については、研修日数・時間数を軽減することとなりました。軽減の内容は、現在の校内研修210時間と校外研修22日間で、校内研修150時間と校外研修7日分を読み替えた校内研修42時間、合計192時間にしました。さらに2021年度からキャリアアップ研修Ⅱの受講期間が緩和されるなど、初任研の負担軽減の働きかけが実現したものです。

6. 観点別評価制度

新学習指導要領の実施にともない、観点別評価制度が2022年度から高校現場へ導入されました。この「学習評価」では、「知識・技能」（職業に関する教科については「知識・技術」）「思考力・判断力・表現力」「主体的に学びに向かう態度」の観点別学習状況をA、B、Cの3段階で評価としています。

1999年（H.11年）の学習指導要領改訂に伴い「観点別学習状況の評価」を行うこととしていましたが、指導要録に観点別学習状況を記録している高校は全国で13.3%（2017年）だと文科省調査で報告されています。

県教委は評価の導入のために研修会等の施策を具体化しています。第1回学習評価研修会が4月、7月、9月に3回が行われました。9月教育課程研究協議会が全県4地区で開催され、観点別評価について研究協議がなされ教文会議は観点別評価が持つ課題についてレポート発表しました。

この間、授業内容について、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」の観点に該当するかを照合と整理をし、「総合的な探究の時間の記録」の観点を決定し、観点別評価の方法を検討し実施に至りましたが、2022年度初めから現場では混乱が続いています。

評価内容が複雑になり現場の負担過重が心配されます。また「主体的に学習に取り組む態度」（「学ぼうとしているかどうか」という意思的な側面）の評価にあたっての「信頼性」「妥当性」などが問題になります。評価結果を指導要録に記載し、進路等の資料として使用されることを考慮すると評価の客観性や公正性などが担保されなければなりません。「観点別学習状況の評価や評定」で示しきれない「感性や思いやり」など「個人内評価」についても、「新しい学びの『指標』」に通ずるものであり批判検討が必要です。教文会議では各研究会で観点別評価について批判的研究と討議を行います。

7. 長野県の「高校改革」—高校再編と学びの改革の一体化

長野県の中学卒業生の数は1990年の約3万5千人をピークに減少を続け、2021年度の中学卒業生数は約1万9千人弱、さらに1歳児が中学を卒業する2035年には1万4千人を切ることで統計で明らか

になっています。この減少を受け、長野県では2000年代前半から「第1期高校再編」が行われ、当時89校あった県立高校は現在の79校となりました。

さらに進行する少子化に対応するため、県教委は2016年10月に「再編」と「学び」を一体的に改革するとして、「学びの改革 フロントランナー改革 基本構想(案)」を発表。その後、知事が主催する「総合教育会議」での審議や知事部局の「5ヶ年計画」とのすり合わせの中で、新たな内容が矢継ぎ早に示され、2018年9月に「高校改革～夢に挑戦する学び～実施方針」が決定されました。この実施方針にもとづき、2019年末までに旧通学区単位で「高校の将来像を考える地域の協議会」が設置され、2022年1月までに全ての地域から「意見・提言書」が提出されました。

これまで、旧第1通学区(岳北)、旧第6通学区(佐久)、旧第8通学区(上伊那)、旧第9通学区(下伊那)を対象に「再編整備計画」(一次分)が、そして旧第2通学区(中野・須坂)、旧第5通学区(上小)、旧第10通学区(木曾)、および上伊那の「総合学科高校」・「総合技術高校」の具体的な校名について「再編整備計画」(二次分)が決定され、統合新校について検討する「懇話会」が継続しています。そのうち「一次分」の伊那新校と小諸新校については、「懇話会」で「基本計画」がまとまり、2022年2月の県議会で同意されました。

残された地域(旧第3通学区(長水)、旧第4通学区(長野・千曲)、旧第7通学区(諏訪)、旧第11通学区(松本・塩尻・安曇野)、旧第12通学区(大北))の「再編整備」計画と全県の定時制・通信制の配置については、2022年3月定例会で「三次」案が公表されました。

第2期高校再編整備計画【三次】案の概要

第2期再編の「実施方針」には「学習効果と投資効果の最大化」の表現が書き込まれましたが、まさに今回の「三次」案では、専門高校の「総合技術高校」への「集約化」、「多部制・単位制」の設置による周辺定時制課程の「集約化」が顕著です。定通制について「近くにあり、少人数だから学べるという特色が集約され大規模化することによって失われる」として多部制・単位制の設置と統廃合をリンクさせないよう要請がなされてきましたが、耳を貸すことなく集約化を打ち出しました。今後、各地区で「三次案の住民説明会」が開催され、秋頃に決定となる予定です。対象となったそれぞれの高校は地域の歴史とともにあり、地域に育てられてきました。今回の提案は地域の強い反発が予想されます。今後「住民説明会」で地域住民とともに教文会員の意見を反映させ、生徒の学習権を守る場とするよう、取り組みをすすめます。

(長野高教組教財部まとめ)

全日制

旧通	対象校	再編整備案 (校名は仮称)
3	長野東(普)	他部制・単位制に転換、通信制を併置 長野東スーパーフレックス新校
4	更農(農)、松代(商)、屋代南(ライフ) 松代(商、普)	長野千曲総合技術新校 (普)単科に
7	岡谷東(普)、岡谷南(普) 岡工(工)、諏訪実(商・服飾) 茅野(普)、富士見(普・農)	岡谷新校 岡谷諏訪総合技術新校 茅野富士見新校
11	塩尻志学館(総合)、田川(普)	塩尻総合学科新校
11/12	南農(農)、穂商(商)、池工(工)	安曇野総合技術新校

定通制

旧通	対象校	再編整備案 (校名は仮称)
1	定通制なし	
2	中野立志館(普)	中野総合学科新校に移管
3	長野東(全日・普) 長野(普)、長野吉田戸隠分校(普) 長野商業(普) 長野西(通信) 長野工業(工)	長野東スーパーフレックス新校(多部制・単位制に転換) 長野東スーパーフレックス新校に集約 長野東スーパーフレックス新校に移管

		普通科に転換
4	篠ノ井（普）	そのまま
5	東御清翔（多部制・単位制） 上田（普） 上田千曲（工）	夜間部を設置（三部制に） 東御清翔に集約 普通科に転換
6	野沢南（普） 小諸商業（商）	佐久新校に移管 小諸新校に移管、その後、東御清翔の夜間部の 設置時期を考慮しながら、佐久新校に集約
7	諏訪実業（普）	岡谷諏訪総合技術新校に移管
8	箕輪進修（多部制単位制） 赤穂（普）	そのまま 赤穂総合学科新校に移管
9	飯田OIDE長姫（普・工業）	そのまま
10	木曾（普）	そのまま
11	松本筑摩（普・多部制単位制）	そのまま
12	池田工業（普）	安曇野総合技術新校の校地等と併せて検討